

千葉県経済農政局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、経済農政局の所管する契約案件に係る入札参加資格等に関し審査するため、千葉県経済農政局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を経済農政局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、経済農政局の所管する契約案件のうち、1件当たりの設計金額（予定価格（単価契約の場合にあつては予定単価に予定数量を乗じた額とし、契約期間が複数年度にわたる契約にあつては当該契約期間における執行予定総額とする。））が1,000万円以上の修繕及び業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (4) 随意契約の相手方を企画競争の方法により選定する理由及び参加資格の設定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合は審査しない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」に該当する場合）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている契約案件を所管する委員は、当該議案に係る議決に参加することができない。

4 委員長は、急施を要するため会議を開催する暇のないときは、委員に議案を回議することにより会議の開催に代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があると認めるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、経済農政局経済部経済企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、経済農政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表

区 分	職 名
委 員 長	経済農政局長
委 員	経済部長
	農政部長
	経済企画課長
	農政課長